

滑川市健全な財政に関する条例の概要

財政運営の指針(第2条)

財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動向、経済状況等社会環境の変化に即した中長期的な財政の見通しの下に、財政を健全に運営します。

地方自治法、地方財政法及びこの条例の目的に即した計画的な財政運営を行います。

世代間の負担の公平性、財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等に合致しているかなどについての検討を十分行い、地方債を発行します。

財政健全性の維持、向上、確保のための目標値

実質公債費比率	将来負担比率	財政調整基金残高	地方債残高 (臨時財政対策債等を除く)
15%以下 (第10条)	90%以下 (第11条)	標準財政規模の 18%超 (第9条第1項)	標準財政規模の 150%以下 (第12条)

財務に関する資料等の作成と財務情報の共有

財務書類4表
(第5条)

地方財政状況調査
(決算統計)(第7条)

実質公債費比率の
5か年推計(第6条)

中期財政計画(第19条)
歳入見込み、歳出計画額、地方債
残高、財政調整基金の見込み等

議会への報告(提出)と市民の皆様への公表

その他健全化に向けた財政運営

- ・ 長期的視点に立った資産の管理
- ・ 負債の適切な水準の維持と^{ていげん}逡減への努力
- ・ 歳入の安定的な増収策の検討、市税等の適切な徴収
- ・ 使用料、手数料、負担金等の見直し
- ・ 補助金の見直し など